

## 豊見城市英語検定試験等補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、豊見城市（以下「市」という。）の中学生（以下「生徒」という。）の英語力向上を図るため、公益財団法人日本英語検定協会等が実施する実用英語技能検定等（以下「検定等」という。）の受検料に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、豊見城市補助金等の交付に関する規則（平成2年豊見城村規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象費用)

第2条 補助金の交付対象となる費用は、次の各号のいずれかの検定等の受検料とし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）ただし、豊見城市立中学校をとおして公益財団法人日本英語検定協会に申し込むものは除く。
- (2) 一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEIC Listening & Reading Test（以下「TOEIC L&R」という。）及びSpeaking & Writing Test（以下「TOEIC S&W」という。）
- (3) 前号に掲げるもののほか、CEFRを基準とし英検3級以上と同程度以上の検定と認められるに至った検定

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し前条の検定等を申し込んだものとする。

- (1) 市立中学校に在籍又は市内に住所を有する中学3年生
- (2) 市立中学校に在籍又は市内に住所を有する中学1年生及び2年生であって次のいずれかに該当し前条の検定等を申し込んだものとする。
  - ア 英検を受検する場合は、3級以上を受検するもので受検をする等級の1つ下の等級を取得しているもの
  - イ TOEIC L&Rを受験する場合は、スコア120点以上を取得しているもの
  - ウ TOEIC S&Wを受験する場合は、スコア80点以上を取得しているもの
- 2 市立中学校を会場として実施される英検を受検したものは、対象者とししない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、受検料等の全額とする。

- 2 補助金交付を受けられる回数は、原則として同一年度につき1回を限度とする。
- 3 この補助事業と重複する補助事業の交付金等を受け、又は受けようとする場合は、当該重複する補助事業の補助金を除いた額を補助金の額とする。

(補助金の申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、豊見城市英語検定試験等補助金交付申請書兼補助金請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(1) 既に取得している検定等の結果の写し(中学1年生または中学2年生の場合)

(2) 補助金の交付を受けようとする検定等に係る受検料の領収証

2 申請者は豊見城市英語検定試験等補助金交付申請書兼補助金請求書を当該年度の3月31日までに教育長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定及び確定通知)

第6条 教育長は、前条の申請を受けたときは、これを審査して補助金交付の可否を決定し、豊見城市英語検定試験等補助金交付・不交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、補助金額の確定後に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

(3) 同一の検定において、当該補助金以外の補助金等の交付を受けたとき。

2 教育長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、豊見城市英語検定試験等補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還命令)

第9条 教育長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金に相当する金額の返還を命ずることができる。

2 教育長は、第6条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について申請者に返還を命ずることがきできる。

3 教育長は、前2項の規定により返還を求める場合は、豊見城市英語検定試験等補助金返還命令書(様式第4号)により申請者に返還を請求するものとする。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。